

## I C 福祉特別乗車券特約

株式会社名古屋交通開発機構

### (目的)

第1条 この特約は、マナカ取扱規則第2条第5項に基づき、株式会社名古屋交通開発機構（以下「当社」といいます。）及び提携先である名古屋市が、I C 福祉特別乗車券（以下「本カード」といいます。）を媒体として利用者に提供する、マナカに関するサービス内容及び利用条件を定めることを目的とします。

### (適用範囲)

第2条 この特約は、当社が定めるマナカ取扱規則、マナカマイレージポイント取扱規則及びマナカ電子マネー取扱規則（以下、これらの規則を総称して「マナカ取扱規則等」といいます。）に対する特約であり、マナカ取扱規則等の定めと異なる条項には、この特約を優先して適用することとします。

2 本カードの利用に関し、この特約に定めのない事項については、マナカ取扱規則等の定めるところによります。

3 福祉特別乗車券の取扱いについては、名古屋市の定めるところによります。

### (用語の意義)

第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「福祉特別乗車券」とは福祉特別乗車券交付要綱及び名古屋市児童福祉施設入所児童福祉特別乗車券交付要綱に基づき名古屋市が交付する福祉特別乗車券をいいます。

(2) 「マナカに関する機能」とは、当社がマナカ取扱規則等に基づき提供する機能をいいます。

(3) 「I C 福祉特別乗車券」とは、福祉特別乗車券の機能とマナカに関する機能とを一体化した媒体をいいます。

(4) 「I C 福祉特別乗車券（本人用）」とは、本カードのうち、利用者が利

用する I C 福祉特別乗車券をいいます。

(5) 「 I C 福祉特別乗車券 (介護人用) 」とは、本カードのうち、介護人が利用する I C 福祉特別乗車券をいいます。

(6) 「利用者」とは、本カードの交付を受けた方をいいます。

(7) 「介護人」とは、利用者とともに本カード (介護人用) を利用される方をいいます。

(8) 「利用者等」とは、利用者及び介護人をいいます。

(9) 「マナカに関する機能の個人情報」とは、本カードに記録された利用者の氏名、生年月日、性別及び電話番号をいいます。

2 この特約に定めのない用語の定義については、マナカ取扱規則等の定めるところによるものとします。

(発行)

第 4 条 マナカ取扱規則第 1 4 条の規定にかかわらず、当社は名古屋市からの依頼に基づいて本カードを発行し、名古屋市が利用者へ交付するものとします。

2 本カードは、あらかじめ S F (現金) をチャージせずに発行するものとします。

(本カードの取扱い)

第 5 条 本カードはマナカ取扱規則に定める記名式マナカとして取り扱います。

(マナカに関する機能の個人情報の取扱い)

第 6 条 本カードのマナカに関する機能の個人情報については、マナカ取扱規則第 6 条の規定に従い、当社及び株式会社エムアイシーが管理します。

(所有権)

第 7 条 本カードの所有権は、当社に帰属します。

2 マナカ取扱規則第 1 0 条第 3 項の規定にかかわらず、本カードが不要若しくは無効となったとき、又は当社若しくは名古屋市から本カードの返却の請求があったときは、利用者は、名古屋市を通じて当社に本カードを返却しな

ければなりません。

(デポジット)

第8条 マナカ取扱規則第11条の規定にかかわらず、本カードについてのデポジットは利用者等からの収受は行わないものとし、デポジットに関する同規則の定めは本カードに適用されないものとします。

(改氏名による書換え)

第9条 利用者が本カードに記録された氏名を改めたい場合は、マナカ取扱規則第18条第2項の規定にかかわらず、名古屋市が定める方法によるものとします。

(紛失再発行)

第10条 マナカ取扱規則第20条の規定にかかわらず、本カードの盗難又は紛失等（以下「紛失」といいます。）による再発行は、次の各号により取扱いを行います。

- (1) 紛失した旨の届出先、紛失した本カードのマナカに関する機能の利用停止措置の方法、利用停止措置後の再発行の取扱い及び再発行する本カードにかかる紛失再発行手数料の取扱いについては、名古屋市が定めるところによるものとします。
- (2) 紛失した本カードのマナカに関する機能の利用停止の申請を受け付けた後においては、これを取り消すことはできません。また、紛失した本カードが発見された場合に、発見された本カードを再発行用の媒体として利用することはできません。

(障害再発行)

第11条 マナカ取扱規則第21条の規定にかかわらず、本カードがその破損等によって所定の機器で利用できない場合は、次の各号により再発行の取扱いを行います。

- (1) 本カードが利用できない旨の届出先、届出の方法及び再発行する本カードの受取方法は名古屋市が定めるところによるものとします。

(2) 再発行する本カードを受け取る場合において、利用者は、再発行整理票及び障害となった本カードを名古屋市が指定する窓口に戻却するものとします。

(3) 本カードの障害再発行の申請を受け付けた後においては、これを取り消すことはできません。また、本カードを再発行用の媒体として利用することはできません。

(その他再発行)

第12条 当社が別途認めた場合は、前2条の定めるところによらず、本カードの再発行を行うことがあります。

(S F (現金) 残額の払戻し)

第13条 マナカ取扱規則第25条の規定にかかわらず、本カードのS F (現金) 残額の払戻しの請求については、名古屋市が定めるところによるものとします。

(失効の際の取扱い)

第14条 マナカ取扱規則第12条第1項及び第2項に定めるものに加え、本カードの有効期限を迎えたときには、本カードは失効します。この場合、同条第3項を準用します。

2 前項に関わらず、利用者が福祉特別乗車券の交付資格を失った場合には、本カードは失効します。この場合、本カード及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値の返却については、名古屋市が定めるところによるものとします。

3 利用者は、前項により本カードが失効した場合は、ただちに名古屋市を通じて当社に本カードを返却することとします。

4 本カードが失効した場合の福祉特別乗車券の機能の再発行その他の取扱いについては、名古屋市の定めるところに従うものとし、当社はかかる手続に関連して生じる利用者等の不利益について一切の責任を負わないものとします。

(本カードが無効となる場合)

第15条 当社は、次の各号に定める場合に本カードを無効とします。この場合、当該カードを回収することがあります。

(1) マナカ取扱規則第19条に定める場合

(2) 利用者等がこの特約の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合

(3) その他、名古屋市が定める使用方法に違反した場合

2 前項の場合、本カード及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値は返却しません。

3 本カードが無効となった場合の福祉特別乗車券の機能の再発行その他の取扱いについては、名古屋市の定めるところに従うものとし、当社はかかる手続に関連して生じる利用者等の不利益について一切の責任を負わないものとします。

(免責事項)

第16条 当社は、マナカ取扱規則等に定める場合のほか、名古屋市に起因する利用者等の損害又は本カードに付随するその他のサービスにかかわる利用者等の損害等については、その責めを負いません。

(特約の変更)

第17条 当社は、この特約を変更することができるものとします。

2 この特約を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社指定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者等が本カードを利用したときは、当社は、利用者等が当該変更内容を承認したものとみなします。

附 則

この特約は、平成28年9月1日から施行します。